

速度取締り指針

令和7年1月
下関警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道9号	8:00 ~ 21:00	壇之浦地区	50km/h
国道191号	8:00 ~ 20:00	綾羅木・武久地区	60km/h
県道下関・川棚線	8:00 ~ 20:00	吉見地区	60km/h
下関市道勝山秋根南町3号線	7:00 ~ 18:00	秋根地区	30km/h
下関市道伊倉本町3号線	7:00 ~ 18:00	川中地区	30km/h
下関市道安岡富任28号線	7:00 ~ 18:00	富任地区	30km/h
下関市道勝山一の宮住吉5号線	7:00 ~ 18:00	一の宮地区	30km/h

- 国道191号や国道9号の実勢速度を抑制するため、ランダムな時間・場所で速度取締りを実施します。
- 通学路や生活道路の速度抑制を図るため、可搬式オービスを活用した速度取締りを実施します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和6年7月～12月）



- 国道9号、国道191号など幹線道路における交通事故が多発しており、実勢速度を抑制し、重大交通事故の発生を抑止するため速度取締りの必要性が認められます。
- 横断歩行者妨害の取締りを強化し、横断歩道における交通事故防止と歩行者優先意識の徹底を図りましたが、令和6年下半期は、横断歩道における人身交通事故が14件発生しており、引き続き、横断歩行者妨害の取締りを強化する必要があります。
- 下関インター、関門トンネル付近で事故が多発していることから、同所付近における交差点関連違反の取締りを強化する必要があります。
- 実勢速度の抑制は、交通事故を未然に防止し、事故発生時の被害軽減効果が期待できることから、重点路線をはじめ、ランダムな時間・場所において速度取締りを実施します。

※ ● : 交通事故多発エリア

【抽出条件】

- ・ 交通事故 : 私道と駐車場は除く
- ・ 交通事故多発エリア : 半径 100m以内で 10 件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 通学路や生活道路における安全確保のため、通行禁止違反や横断歩行者妨害の取締りを強化します。
- 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、自転車利用者の悪質・危険な違反取締りや指導・警告活動を強化します。